

## 沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金交付要綱

(令和4年12月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において、沖縄市内に所在する障がい者施設等を運営している法人における、エネルギー・物価高騰等にかかる負担を軽減し、事業継続を目的として予算の範囲内において、沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。その交付については、沖縄市補助金等交付規則に準ずるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる障がい者施設等は、令和3年4月1日から令和4年9月末日まで沖縄市内において、別表の施設等種別の欄に掲げる施設を継続運営しており、かつ、交付申請時点で当該施設を継続運営している法人とする。ただし、令和5年3月末日まで当該施設を運営する見込がある法人に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者。

(2) 補助金の交付を申請しようとする者の代表者、役員又は使用人その他の従事者若しくは構成員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の場合。

(3) 沖縄市介護施設等物価高騰対策補助金の交付対象事業所。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、その金額は別表の補助金額欄に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定兼交付額確定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めるときは、交付の決定及び交付の額を確定し、沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、補助金の交付が不相当と認めるときは、沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、補助金の請求をするときは、沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による請求書を受けた場合、申請者に対して補助金を交付する。

（申請受付開始日及び申請期限等）

第8条 補助金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 補助金の申請期限は、令和5年1月31日までとする。

3 市長は、交付対象者が前号に規定する申請期限までに申請書の提出を行わなかったときは、やむを得ない事由があると認める場合を除き、当該交付対象者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

（交付の取消し）

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（2）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3）その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合、沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金返還請求書（様式第6号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第11条 補助金の交付を受けた申請者は、この補助金に係る申請書類及び関係書類を補助金の交付を受けた翌年度から起算して10年間保管しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。